

第4回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年3月10日
場所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	出	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	欠	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	欠	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前10時25分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第4回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第4回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第4回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、3番議席中村進也委員と、9番議席小林政俊委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3)</p>	<p>それでは、報告第3号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第4号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>日程第2 報告第3号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について（委員会処分） 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、11件、22筆、面積32,266㎡であることを報告します。</p>
事務局	<p>続きまして日程第3 報告第4号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和5年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は5条1件、1筆、195㎡です。</p>
議長	<p>報告第3号については、合意解約による通知を受けたものです。報告第4号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届です。報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第4) 議長	<p>続きまして、議案第12号「農地法改正に伴う下限面積要件廃止の決定について」を議題といたします。</p>

議長	事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>日程第4 議案第12号</p> <p>農地法改正に伴う下限面積要件廃止の決定について</p> <p>次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、農地法第3条第2項第5号が削除され、それに伴い下限面積要件が廃止されるため、平成23年7月5日農業委員会告示第7号及び平成30年6月11日農業委員会告示第6号で決定した別段面積を廃止する議決を求める。令和5年3月10日提出</p> <p>いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地法の改正に伴い、農地法第3条許可要件の一つである、下限面積要件が廃止されるため、別段面積を廃止するものです。</p> <p>なお、許可要件である、①全部効率利用要件、②農作業常時従事要件、③地域との調和要件はそのままです。</p> <p>① 全部効率利用要件（農地法第3条第2項第1号） 農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等の農業に必要な機械の所有の状況や農作業に従事する人数からみて、農地の全てを効率的に利用すると認められること。</p> <p>② 農作業常時従事要件（農地法第3条第2項第4号） 農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、農作業に常時従事すると認められること。</p> <p>③ 地域との調和要件（農地法第3条第2項第7号） 農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、権利取得後に行う農業の内容並びに農地の位置及び農地の規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること。</p>
議長	事務局の説明は終わりました。
	何か質問はありますか。
議長	特に無いようですので、採決に入ります。
	議案第12号「農地法改正に伴う下限面積要件廃止の決定について」は、原案どおり可決することに賛成委員の挙手を求めます。
	全委員挙手であります。
	よって本議案につきまして、可決することといたします。

(日程第5)	議長	議案第13号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>日程第5 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p>
		<p>市が農地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p>
		<p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p>
		<p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p>
		<p>今回の案件は、中間管理事業分が1件、1筆、総面積3,033㎡となっています。</p>
	議長	事務局の説明は終わりました。
		<p>議案第13号は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。</p>
		<p>何か質問等がありましたらお願いします。</p>
	議長	<p>特に無いようですので、議案第13号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」について採決に入ります。</p>
		<p>本議案につきましては、 委員に関する案件が含まれております。</p>
		<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、当議案のみ 委員を除いて採決を取りたいと思います。</p>
		<p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	議長	全委員挙手です。

議長	よって本議案は原案どおり決定されました。
(日程第6) 議長	<p>続きまして、議案第14号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第14号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和5年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、11件、11筆、面積3,655㎡です。</p> <p><53番、54番案件>は関連しますので合わせてご説明します。</p> <p>員弁町御菌地内の畑です。</p> <p>譲受人である員弁町御菌の■■■■、■■■■が、員弁町御菌の■■■■、■■■■が所有する議案書に記載の2筆、それぞれ142㎡、178㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><55、56、58番案件>は関連しますので合わせてご説明します。</p> <p>大安町石樽北地内の農用地の畑です。</p> <p>譲受人である大安町石樽北の■■■■が、大安町石樽北の■■■■が所有する議案書に記載の1筆138㎡と、大安町石樽北山の■■■■が所有する議案書に記載の1筆383㎡と、千葉県八千代市の■■■■が共有する議案書に記載の1筆314㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>なお、58番案件については、現況が荒畑となっておりますので、営農計画書が提出されております。</p> <p><57番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。</p> <p>譲受人である東京都の■■■■が、大安町中央ヶ丘の■■■■が所有する議案書に記載の1筆178㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>なお、この案件は空き家バンクに登録された物件で、下限面積特例に該当します。</p> <p><59番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の農用地の田です。</p> <p>譲受人である員弁町宇野の■■■■が京都市の■■■■が所有</p>

	<p>する議案書に記載の 1 筆 673 m²を贈与により譲り受ける申請です。 <60、61 番案件>は関連しますので合わせてご説明します。 申請地は、大安町宇賀地内の畑です。 譲受人である大安町宇賀の [] が大安町宇賀の []、 [] が所有する議案書に記載の 2 筆それぞれ 49 m²、202 m²を 売買により譲り受ける申請です。 <62 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。 譲受人である北勢町麻生田の [] が北勢町麻生田の [] が 所有する議案書に記載の 1 筆 277 m²を売買により譲り受ける申請 です。 <63 番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の農用地の田です。 譲受人である大安町石樽北の [] が四日市市の [] が所 有する議案書に記載の 1 筆 1,121 m²を売買により譲り受ける申請 です。 以上 11 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査 の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよ りしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、採決に入ります。 議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許 可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙 手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第 7) (日程第 8) (日程第 9)	<p>議長 続きまして、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による農地等の 所有権移転許可申請承認について」、議案第 16 号「農地法第 5 条の 規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」及び議 案第 17 号「農地転用事業計画変更申請承認について」を議題とい たします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第 7 議案第 15 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所</p>

有権移転許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、9件、10筆で6,529.53㎡です。

<69番案件>は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、阿下喜小学校及び北勢中学校が500m以内にあるため3種農地です。現況は、宅地です。

この件については、譲受人の■■■■、■■■■が平成28年に農地転用許可をもとに住宅を建築した際に設置したブロックフェンスが、隣接所有者■■■■が所有する田を越境していることがわかり、越境部分を追認転用申請するものです。

<70番案件>は、北勢町東村地内の田です。現況は畑です。

議案第17号 事業計画変更申請<3番案件>に関連しますので、合わせてご説明します。

農地区分は、日下病院及びニ之宮歯科医院が500m以内にあるため3種農地です。現況は、畑です。

転用計画としては、譲受人の北勢町中山に住所を有する■■■■が、北勢町別名の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、57㎡を、昨年12月に駐車場への転用許可のあった隣接地番■■■■、面積407㎡に追加して合わせて464㎡を隣接する工場の駐車場用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地を行い砂利敷とします。取水はなく、雨水排水は自然浸透で処理します。

<71番案件>は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、水野眼科及びかずみ内科消化器内科が500m以内にあるため3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、北勢町麻生田の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、59㎡を隣接原野278㎡と一体利用し、全体面積324㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は自然浸透及び雨水枡を設置して処理します。

<72番案件>は、大安町宇賀地内の畑です。

議案第16号 5条使用貸借権設定許可申請<24番案件>が関連

しますので、合わせてご説明いたします。

農地区分は、1種農地です。1種農地ですが、転用許可条件である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。現況は、畑です。

転用計画としては、大安町宇賀の[]が大安町宇賀の[]が所有する議案書に記載の1筆、498㎡を取得し、娘である大安町大井田の[]が使用貸借にて住居を建設するため、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をブロック擁壁で施工し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は既存道路側溝に放流します。

<73番案件>は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は、石樽小学校及び石樽駐在所が500m以内にあるため3種農地です。現況は、畑です。

転用計画としては、四日市市に住所を有する[]が、東京都町田市の[]が所有する議案書に記載の1筆、1,525㎡を隣接宅地377.71㎡と一体利用し、全体面積1,902.71㎡を6棟の建売分譲住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をブロックフェンスで施工し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は自然浸透及び雨水枡を設置して処理します。

<74番案件>は、大安町石樽南地内の畑です。

農地区分は、石樽小学校及び石樽駐在所が500m以内にあるため3種農地です。現況は、樹園地です。

転用計画としては、四日市市の[]が、大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の1筆、448㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロック積で施工し土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は既存道路側溝に放流します。

<75番案件>は、大安町丹生川上地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は、畑です。

転用計画としては、福岡県福岡市に住所を有する[]

が、大安町石樽北山の、が所有する議案書に記載の 2 筆、1,411 m²を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地を行います。周囲にフェンスを設置します。

取水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<76 番案件>は、大安町石樽北山地内の田です。農地区分は、2 種農地です。現況は、田です。

転用計画としては、福岡県福岡市に住所を有する

が、大安町石樽北山のが所有する議案書に記載の 1 筆、1,097 m²を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地を行います。周囲にフェンスを設置します。

取水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<77 番案件>は、北勢町鼓地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。現況は、畑です。

転用計画としては、福岡県福岡市に住所を有する

が、北勢町鼓のが所有する議案書に記載の 1 筆、1,431 m²を太陽光発電用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地を行います。周囲にフェンスを設置します。

取水はありません。雨水排水は自然浸透です。

事務局

続きまして、日程第 8 議案第 16 号

農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和 5 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、5 件、11 筆、1,573.03 m²です。

<21 番案件>は、大安町片樋地内の畑です。農地区分は、2 種農地です。

転用計画としては、使用借人である四日市市のが、大安町片樋のが所有する議案書に記載の 2 筆、205 m²を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地し、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は集水の上、既設道路側溝へ放流します。

<22 番案件>は、北勢町北中津原地内の畑です。農地区分は、2

種農地です。

転用計画としては、使用借人である北勢町麻生田の[]が、北勢町北中津原の[]が所有する議案書に記載の1筆、350㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地し、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は自然浸透にて処理します。

<23番案件>は、大安町門前地内の田です。農地区分は、笠間小学校及び萩原クリニックが500m以内にあるため3種農地です。

転用計画としては、使用借人である大安町門前の[]が、大安町門前の[]が所有する議案書に記載の1筆、197㎡を、隣接宅地82.00㎡と赤道20.01㎡を一体利用し、全体面積299.01㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地し、盛土は行いません。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は、既設北側、側溝へ放流します。

<24番案件>は、議案第15号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」にて説明済みです。

<25番案件>は、北勢町麻生田地内の田です。農地区分は、麻生田駅が300m以内にあるため3種農地です。

転用計画としては、使用借人である四日市市の[]が、北勢町麻生田の[]が所有する議案書に記載の6筆、323.03㎡を、隣接宅地99.23㎡と一体利用し、全体面積422.26㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は、整地し、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。

雨水排水は雨水樹を設置し集水後、既設水路へ放流します。

事務局

続きまして、日程第9 議案第17号

農地転用事業計画変更申請承認について（知事処分）

次のとおり、事業計画変更承認申請があったので意見を求める。

令和5年3月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

議案第15号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」で合わせて説明いたしましたので省略いたします。

	<p>以上 5 条所有権移転 9 件、5 条使用貸借 5 件、事業計画変更申請 1 件の計 15 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、3月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」9 件、議案第 16 号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」5 件、及び議案第 17 号「農地転用事業計画変更申請承認について」1 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第 15 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 16 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 17 号「農地転用事業計画変更申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、</p>

(日程第 10)	議長	「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。
	事務局	続きまして、議案第 18 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>日程第 10 議案第 18 号 非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 5 年 3 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 6 件、13 筆、4,228 m²です。</p> <p><51 番案件>の申請地は、藤原町上相場地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は四日市市の■■■■で、昭和 58 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><52 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑で 2 筆です。</p> <p>願出者は北勢町阿下喜の■■■■で、約 40 年前から山林化し、現在に至っております。</p> <p><53 番案件>の申請地は、北勢町東村字小山地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は■■■■で、昭和 49 年から宅地として利用し、現在に至っております。</p> <p><54 番案件>の申請地は、大安町平塚地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は大阪府豊中市の■■■■で、昭和 55 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><55 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町麻生田の■■■■で、平成 5 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><56 番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は北勢町麻生田の■■■■で、昭和 47 年から宅地に転用し、現在に至っております。</p>

		<p>以上 6 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
	委員	<p>今回、登記面積の内数での非農地証明をするのは、どうしてなのか。普通は面積全部を証明するのではないのか。</p>
	事務局	<p>今回の場合は、現況の地目がそれぞれ違うので、土地の一部のみを申請されました。</p> <p>本来、非農地証明は行政上のサービス行為であるので、申請された部分の土地の現況が、農地法上の農地ではないことを証明するものとなります。</p>
	議長	<p>他には特に無いようですので、議案第 18 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>多数挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
5	その他	<p>議長</p> <p>議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
6	閉会の宣言	<p>議長</p> <p>今回は、4 月 3 日午前 9 時から現地調査、11 番議席中村正治委員と 12 番近藤秀樹委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、4 月 10 日です。場所は、本庁舎 2 階の庁議室となります。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第 4 回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
		<p>【午前 10 時 25 分閉会】</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
